

## 愛知県公立大学法人給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給料)

第3条 教職員には、愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規則第31号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対して給料を支給する。

### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、その給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 保健職給料表（別表第3）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、愛知県公立大学法人給料に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規則第19号。以下「給料規程」という。）で定める。

### (初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 教職員の職務の級は、給料規程で定める基準により決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、給料規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、給料規程で定めるところにより決定する。
- 4 教職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。ただし、特別の場合の昇給は、理事長が定めた場合に行うことができる。
- 5 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの（これらの教職員のうち理事長が別に定める教職員に限る。）にあっては3号給）とすることを標準として給料規程で定める基準に従い決定する。
- 6 55歳を超える教職員に関する前項の適用については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行なうものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて愛知県公立大学法人給料に関する規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に必要な事項は、給料規程で定める。
- 10 休職にされた教職員が復帰した場合、勤務時間休日休暇規程第17条第1項に規定する療養休暇（以下「療

「養休暇」という。) のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合、愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。)第3条に規定する育児休業をし、又は同規程第20条第1項に規定する介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との権衡上必要があるときは、復帰した日、再び勤務するに至った日又は職務に復帰した日以後において、給料規程で定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

1 1 愛知県公立大学法人再任用に関する規程により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

1 2 再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間休日休暇規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

#### (給料の調整額)

第6条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、調整前における給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内で、給料月額につき適正な調整額を定める。

2 給料の調整を行う職は、給料の調整額適用区分表(別表第4)の勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とし、給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて調整基本額表(別表第5)に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、育児介護休業規程第14条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)は、本文の規定による額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

#### (給与の支払)

第7条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

#### (給与の支給日及び支給方法)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

(1) その月の16日が日曜日に当たるとき 14日

(2) その月の16日が土曜日に当たるとき 15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(次号において「休日」という。)に当たるときは、14日)

(3) その月の16日が休日に当たるとき 17日

2 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 4 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の1日から末日まで支給するとき以外のとき、その給料額は、その月の現日数から勤務時間休日休暇規程第6条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を日割りによって計算する。
- 6 教職員が、教職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、その月の給料支払日前であっても、日割計算による請求の日までの給料をその際支給する。
- 7 前6項に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人給料等支給方法規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第20号。以下「給料等支給方法規程」という。）で定める。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
  - （1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - （2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - （3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - （4）60歳以上の父母及び祖父母
  - （5）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - （6）身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人扶養手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第21号）及び給料等支給方法規程で定める。

（地域手当）

第10条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額は、教職員の給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の8.5を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用量を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人の公舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他愛知県公立大学法人住居手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第22号。以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）に対して支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- (1) 前項の教職員のうち月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 前項の教職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程及び給料等支給方法規程で定める。
- (初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後あらかじめ定めた期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、第18条に規定する管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を除く。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される教職員は、その採用が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師国家試験（以下「医師国家試験」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師国家試験（以下「歯科医師国家試験」という。）の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）から35年及び理事長が指定するこれに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- 3 第1項に掲げる職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年を超えることとなる教職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 5 初任給調整手当の支給期間及び支給額は、教職員の採用の日又は第3項の教職員となった日以後の期間の区分に応じた初任給調整手当額表（別表第6）に掲げる額（育児短時間教職員にあっては、その額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。医師国家試験又は歯科医師国家試験の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）後にそれぞれ採用されたものに対する初任給調整手当額表の適用については、医師国家試験合格の日の翌月の1日（その日が月の1日であるときは、その日）を採用の日とみなして、その日からそれぞれ現に採用された日の前日までの期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 6 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する初任給調整手当額表の適用については、当該休職の期間（第29条第1項又は第4項ただし書きの規定により、給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 7 初任給調整手当を支給されている教職員が異動した場合には、異動後の職が第1項及び第2項に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。
- 8 初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書（様式1）を作成し、保管するものとする。
- 9 初任給調整手当を支給する教職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本項において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している教職員のうち、改正の日前に改正の日における

規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、初任給調整手当を支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で愛知県公立大学法人通勤手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第23号。以下「通勤手当規程」という。）で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、4万円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める額（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める職員にあっては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、通勤手当規程で定めるもののうち新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関または有料の道路（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤手当規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額

を減じた額をいう。以下同じ。) を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(通勤手当規程で定める通勤手当にあっては、通勤手当規程で定める期間)に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項は、通勤手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

#### (単身赴任手当)

第14条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の愛知県公立大学法人単身赴任手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。)で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して愛知県公立大学法人単身赴任手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。)で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する通勤箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額)とする。

3 国家公務員その他単身赴任手当規程で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員(任用の事情等を考慮して単身赴任手当規程で定める教職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との

権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に關し必要な事項は、単身赴任手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(大学入学共通テスト監督等業務手当)

第14条の2 大学入学共通テスト監督等業務手当は、大学入学共通テスト（以下、「共通テスト」という。）の監督等業務に従事した教員及び助手に対し、1日当たり20,000円を支給する。各大学の学部長等は、共通テストの監督等業務に従事した教員について、大学入学共通テスト監督等業務手当整理簿（様式2）を作成し、これを管理・保管しなければならない。

(教員免許状更新講習手当)

第14条の3 教員免許更新講習手当は、次に掲げる教員免許状更新講習の講師として従事した教員に対して、1時間あたり6,190円（1時間未満の端数を生じた場合はその端数の時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を加えた額とし、講習が1時間に満たない場合はその満たない時間に1時間当たりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする）を支給する。

(1) 教育の最新事情などの必修領域

(2) 教科指導、生徒指導などの選択領域

(時間外勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額（この額に、初任給調整手当の支給を受ける教職員にあっては、この手当の月額につき第27条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。第4項から第6項まで、第17条第2項及び第18条第2項において同じ。）に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する休日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の150）

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の160）

- 3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、100分の100とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、あらかじめ同規程第6条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間教職員が、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務

した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務の時間 (同項に規定する理事長が別に定める時間を除く。) 100分の50

6 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 (次号の時間を除く) 100分の25

(2) 前項第1号に掲げる時間 (週休日の勤務に限る) 100分の15

(3) 前項第2号に掲げる時間 100分の25

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する日 (以下「休日」という。) に勤務した場合に、当該教職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該教職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務をした教職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(夜間勤務手当)

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(休日勤務手当)

第18条 休日勤務手当は、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に10

0分の135を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち愛知県公立大学法人管理職手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第26号。以下「管理職手当規程」という。）で指定するものに在職する教職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内において管理職手当規程で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第27号。以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（第29条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第23条第2項及び附則第10項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもののうち期末勤勉手当規程で定める教職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分を受けた教職員

（2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員

（3）基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（ニ）以上の刑に処せられたもの

（4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（ニ）以上の刑に処せられたもの

第22条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（ニ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第98条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（ニ）以上の刑に処せられなかった場合

（2）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

（3）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を

差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間（期末勤勉手当規程で定める教職員にあっては、期末勤勉手当規程で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に定める額の総額

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額。

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(育児休業の教職員に係る期末手当等の支給)

第24条 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（育児介護休業規程第3条の規定によるものをいう。以下同じ。）をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第15条、第17条及び第18条の規定は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員には適用しない。

2 第9条、第11条、第12条の規定は、再任用職員には適用しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(地域手当等の支給方法)

第26条 地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に關し必要な事項は、給料等支給方法規程で定める。

(勤務一時間当たりの給与額)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたものから139時間30分を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第28条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間休日休暇規程第15条に規定する休暇（組合休暇を除く。）の場合、就業規則又は法律の規定により特に勤務しないことが認められている場合（育児介護休業規程第24条に規定する部分休業、同第30条に規定する介護休業又は同第39条に規定する介護時間を承認された場合を除く。）を除き、その勤務しない時間1時間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

2 教職員が療養休暇（業務上の傷病及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）による傷病による療養休暇を除く。）により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

(休職者の給与)

第29条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教職員が前項以外の心身の故障により就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 教職員が就業規則第19条第1項第2号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が就業規則第19条第1項第3号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

5 教職員が就業規則第19条第1項第4号及び第5号のいずれかに掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第4項又は第5項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に定める基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手

当を支給する。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業者の給与)

第29条の2 育児介護休業規程第3条により、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児短時間勤務者の給与)

第29条の3 育児介護休業規程第14条により、育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給与等については次のとおりとする。

(1) 給料月額 給料規程により算定される給料月額に、育児介護休業規程第15条により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(2) 通勤手当 育児短時間勤務教職員等のうち育児介護休業規程第15条第1項第4号及び第5号に定められた者については、通勤手当規程第8条に規定されている交代制勤務者等の例による。ただし、通勤手当規程第9条（自動車等使用者の支給額）で定められた額については、21から通勤所要回数の数を差し引いた数を21で除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(3) 時間外勤務手当 愛知県公立大学法人契約職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第4号）第22条の例による。

(4) 期末手当及び勤勉手当 第20条第4項、第5項及び第23条第3項に規定する「給料の月額」については、「給料の月額を算出率」で除して得た額とする。第20条第5項に規定する「給料月額」についても、給料月額を算出率で除して得た額とする。

(雑則)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正

〔沿革〕 平成22年1月29日規程第11号改正

〔沿革〕 平成23年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成27年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第9号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第12号改正

〔沿革〕 平成28年12月26日規程第7号改正

〔沿革〕 平成29年3月22日規程第10号改正

〔沿革〕 平成29年12月27日規程第3号改正

〔沿革〕 平成30年3月26日規程第7号改正

〔沿革〕 平成30年9月7日規程第5号改正

〔沿革〕 平成31年2月20日規程第7号改正

〔沿革〕 平成31年3月22日規程第11号改正

〔沿革〕 令和2年2月17日規程第17号改正

〔沿革〕 令和2年2月17日規程第20号改正

(施行日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過規定)

- 2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、愛知県の職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の例による。
- 3 法人成立の日の前日に愛知県職員であり、かつ平成18年3月31日以前に採用された者については第6条第2項の規定による給料の調整額のほか、次の表による区分の額を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	調整額			
		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職給料表	1級	450円	300円	150円	144円
	2級	525円	350円	175円	193円
	3級	675円	450円	225円	217円
	4級	750円	500円	250円	242円
	5級	975円	650円	325円	315円

(承継教職員に係る経過措置)

- 4 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第59条第2項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）で、この規程によりその者の給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日までにあっては、平成27年3月31日においてその者が受けている給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）が施行日の前日において愛知県の職員の給与に関する条例の規定により受けている給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日）にあっては、当該給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）（給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第7号）の施行の日において教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級の欄及び号給欄に掲げる者以外の者（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、当該給料月額に100分の98.52を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「差額相当額」という。）を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては差額相当額に100分の75を乗じて得た額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間においては差額相当額に100分の50を乗じて得た額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては差額相当額に100分の25を乗じて得た額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで

	3級	1号給から8号給まで
保健職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

5 新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

6 承継教職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立前に愛知県の職員の給与に関する条例その他愛知県の関係規定に基づき、愛知県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(追加〔平成21年3月27日規程第19号〕)

7 前三項の規定は、別表第4における調整数1の者について適用し、調整数0.5の者については次の表による区分の額を支給するものとする。

給料表	職務級	調整額	
		平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職 給料表	1級	75円	72円
	2級	87円	96円
	3級	112円	108円
	4級	125円	121円
	5級	162円	157円

(追加〔平成23年3月30日規程第18号〕)

(55歳を超える管理職手当受給教職員の給与の減額措置)

8 平成30年3月31日までの間、第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び附則第12項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下「給料月額減額基礎額」という。）

(2) 地域手当 当該特定教職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定

する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

（4）勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第23条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

（5）第29条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第29条第1項又は第4項ただし書 前各号に定める額

ロ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

二 第29条第4項又は第5項本文 第1号から第3号までに定める額に、同条第4項又は第5項本文の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第29条第6項 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（イ）第29条第2項の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

（ロ）第29条第4項又は第5項本文の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に、

同条第4項又は第5項本文の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（ハ）第29条第4項ただし書の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額

給料表	職務の級
教育職給料表	4級
一般職給料表	6級
保健職給料表	6級

9 前項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第1項の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等に関する規定第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を同条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第2項の規定による減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の0.75を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

11 附則第8項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定管理職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

12 附則第8項から前項までに規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員になった場合における附則第8項の減ずる額の計算その他同項から前項までの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### （33歳に満たない職員の号給の調整）

13 平成23年4月1日において33歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、同日において給与規程第5条第4項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

#### 附 則（平成19年12月22日規程第61号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年3月8日規程第72号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年3月27日規程第19号）

〔沿革〕 平成21年5月29日規程第2号改正

〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正

#### （施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### （地域手当にかかる経過措置）

2 平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6.5」とあるのは、「100分の8」とする。

(派遣職員の給与、期末手当及び勤勉手当の特例)

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の4（平成20年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、次の表の上欄に掲げる職員ごとに、同表の下欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同欄に定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

職 員	割 合	
	平成21年7月1日から同年1月30日まで	平成21年12月1日から平成22年3月31日まで
1 次号に掲げる職員以外の職員	100分の2.4	100分の0.4
2 規程第19条の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）	100分の3.1	100分の3.1

4 派遣職員のうち管理職手当受給職員の期末手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定にかかわらず、給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額に相当する額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額をもって給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額とした場合に平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定により支給することとされる額とする。

（追加〔平成21年11月30日規程第7号〕）

5 派遣職員のうち管理職手当受給職員の勤勉手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、給与規程第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第23条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140.」とあるのは「100分の125.」と、「100分の120.」とあるのは「100分の110.」と、第23条第2項中「100分の75.」とあるのは「100分の70.」と、「100分の95.」とあるのは「100分の85.」とする。

（追加〔平成21年11月30日規程第7号〕）

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

7 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項及び第3項から第5項まで若しくは第29条第1項及び第2項若しくは第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額から第3号に掲げる額を減じた額（当該額が0を下回る場合には0とする。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同年4月からこの規定の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して期末勤勉手当規程で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額
- (3) イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額
- イ 平成21年12月1日まで引き続いて在職した期間で平成21年4月1日から施行日の前日までのもの（以下「継続在職期間」という。）について、平成21年3月27日規程第19号附則第3項及び第4項の規定を適用しないで算定した場合の給料額
- ロ 継続在職期間について支給された給料額
- 附 則（平成21年5月29日規程第2号）  
この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則（平成21年6月5日規程第3号）  
この規程は、平成21年7月1日から施行する。
- 附 則（平成21年11月30日規程第7号）  
この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 附 則（平成21年12月7日規程第8号）  
この規程は、平成22年1月1日から施行する。
- 附 則（平成22年1月29日規程第11号）  
この規程は、平成22年2月1日から施行する。
- 附 則（平成22年3月29日規程第16号）  
〔沿革〕 平成22年11月29日規程第12号改正
- (施行期日)
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程第11条第1項第2号に掲げる教職員に対しては、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、改正前の規程第11条第2項第2号中「7,200円」とあるのは、「3,600円」とする。
- 3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。
- 4 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に平成22

年6月に支給する場合においては100分の3（管理職手当受給職員にあっては、同年6月に支給する場合においては100分の7、同年12月に支給する場合においては100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成22年4月2日規程第1号）

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日規程第5号）

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、博士後期課程を除く大学院の授業科目を前期及び後期担当（前期または後期のみの授業（前期または後期分の授業数がある集中講義を含む）を複数担当した場合を含む）する教授、准教授、講師及び助教については、適用日から施行日の前日までの間、改正前の別表第4を適用する。

附 則（平成22年11月29日規程第12号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月30日規程第18号）

〔沿革〕 平成23年7月15日規程第1号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（給与規程第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）以外の職員にあっては、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで）の間（以下「特例期間」という。）において、給与規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、給与規程第4条及び第5条の規定により定められる額とする。

（1）手当の額（次号に掲げる給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）

（2）給与規程第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額

- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の3（管理職手当受給職員にあっては、平成23年6月に支給する場合においては100分の3、同年12月に支給する場合においては100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

- 4 この規程の施行の日前から引き続き改正前の給与規程第28条第2項に規定する感染症による療養休暇により勤務しない職員については、改正後の給与規程第28条第2項の規定は、適用しない。

- 5 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による療養休暇により勤務しない職員に対する改正後の給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「1年」とする。

附 則（平成23年7月15日規程第1号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の2.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

#### 附 則（平成24年5月28日規程第1号）

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月31日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 教職員の給料月額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。
- 4 教職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の1.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（施行期日）

#### 附 則（平成26年3月26日規程第4号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（以下「管理職手当受給教職員」という。）の給料月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給教職員にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減じた額）から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。

3 管理職手当受給教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。

附 則 (平成26年12月24日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月30日規程第18号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年3月24日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日規程第12号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年12月26日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月22日規程第10号)

〔沿革〕 平成30年3月26日規程第7号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については11,800円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育

職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあっては、3,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については9,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については8,000円）」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「5級」とあるのは「5級以上」と、「8級」とあるのは「8級以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（平成31年3月31日までの間における管理職手当の月額の特例）

5 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則（平成29年1月27日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月26日規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月7日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則（平成31年1月 日規程第 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第5条第6項の規定 平成32年4月1日

2 第20条の規定 平成31年4月1日

3 第23条の規定 平成30年6月1日

附 則（令和2年2月17日規程第17号）

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第23条の規定は、令和元年6月1日から適用する。

附 則（令和2年2月17日規程第20号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日において、改正前の第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給す

る。

- (1) 改正後の第11条第1項の教職員に該当しないこととなる今日職員  
(2) 旧手当額から改正後の第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則 (令和2年12月1日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月8日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 教育職給料表 (第4条関係)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	177,700	221,600	283,800	332,100	415,700	547,200
2	179,800	223,900	286,800	335,100	418,100	550,300
3	181,900	226,200	289,700	338,200	420,600	553,500
4	183,900	228,500	292,600	341,300	423,100	556,600
5	185,900	230,600	295,400	344,600	425,300	559,700
6	188,400	232,800	298,000	347,200	427,800	562,200
7	191,000	235,000	300,200	349,900	430,100	564,700
8	193,500	237,200	302,700	352,700	432,600	567,200
9	196,100	239,500	305,400	355,700	434,400	569,500
10	199,000	242,000	307,900	358,700	436,900	571,400
11	201,700	244,400	310,400	361,900	439,300	573,300
12	204,500	246,900	313,000	365,300	441,700	575,300
13	207,200	249,000	315,400	368,100	443,100	577,000
14	209,100	251,500	317,400	370,100	445,300	578,500
15	210,900	254,000	319,600	372,300	447,600	579,800
16	213,000	256,400	321,300	374,900	449,900	581,000
17	215,000	258,500	323,600	377,100	452,100	582,300
18	216,800	261,600	325,700	379,400	454,600	583,200
19	218,600	264,800	327,800	381,500	456,900	583,900
20	220,400	268,000	329,800	383,500	459,400	584,600
21	222,200	271,000	331,900	385,500	461,500	585,400
22	224,200	274,000	334,300	387,500	463,900	
23	226,100	277,000	337,000	389,500	466,300	
24	228,000	280,000	339,900	391,300	468,700	
25	229,900	282,800	341,900	392,700	470,700	

26	232,000	285,500	344,000	394,500	473,000	
27	234,200	288,100	346,100	396,400	475,100	
28	236,300	290,800	348,600	398,300	477,400	
29	238,300	293,700	351,000	400,300	479,500	
30	240,500	296,100	353,200	402,000	481,900	
31	242,900	298,400	355,100	403,800	484,100	
32	245,200	300,900	357,000	405,500	486,300	
33	247,500	303,100	359,000	407,100	488,200	
34	249,300	305,400	361,200	409,000	490,400	
35	251,100	307,900	363,300	410,500	492,700	
36	252,800	310,200	365,400	412,400	495,000	
37	254,600	312,700	367,000	413,500	497,200	
38	256,200	314,400	369,000	415,100	499,200	
39	257,600	316,100	371,200	416,700	501,100	
40	259,300	317,800	373,100	418,200	503,100	
41	261,300	319,800	375,100	419,100	505,100	
42	263,100	320,300	377,000	420,800	507,100	
43	264,500	321,200	378,900	422,300	508,800	
44	266,100	322,200	380,700	423,900	510,800	
45	267,400	323,100	382,600	425,300	512,700	
46	268,900	324,100	384,400	426,900	514,600	
47	270,600	324,900	385,900	428,300	516,400	
48	272,000	325,900	387,800	430,000	518,300	
49	273,400	326,900	389,300	431,400	520,100	
50	274,100	327,800	391,000	432,700	521,800	
51	274,700	328,600	392,600	434,100	523,700	
52	275,700	329,400	394,300	435,400	525,600	
53	276,400	330,600	395,500	436,100	527,300	
54	277,000	331,500	397,000	437,100	528,900	
55	277,700	332,300	398,400	438,100	530,600	
56	278,500	333,100	400,100	439,000	532,300	
57	279,200	333,800	401,400	439,900	533,900	
58	280,400	335,000	402,800	440,800	535,200	
59	281,300	336,100	404,200	441,800	536,600	
60	282,300	337,100	405,700	442,700	537,800	
61	283,300	338,100	407,000	443,600	539,000	
62	284,400	339,100	408,500	444,500	540,100	
63	285,300	340,300	410,000	445,500	541,100	
64	286,200	341,400	411,500	446,700	542,100	
65	287,100	342,100	412,600	447,600	542,700	
66	287,800	343,200	413,700	448,600	543,600	

67	288,900	344,000	414,700	449,600	544,600	
68	289,800	345,100	415,800	450,600	545,500	
69	290,500	345,700	416,900	451,600	546,400	
70	291,600	346,800	417,800	452,600	547,200	
71	292,700	347,800	418,600	453,500	547,900	
72	293,800	348,900	419,400	454,600	548,500	
73	294,600	349,200	420,200	455,600	549,200	
74	295,700	350,200	421,200	456,500	549,700	
75	296,900	351,200	422,000	457,400	550,500	
76	297,900	352,300	422,800	458,400	551,100	
77	298,400	353,300	423,500	459,300	551,600	
78	299,400	354,300	424,000	459,800	552,200	
79	300,300	355,200	424,400	460,500	552,900	
80	301,300	356,100	424,900	461,100	553,500	
81	302,200	357,200	425,200	461,900	554,100	
82	303,100	358,200	425,600	462,600	554,700	
83	304,000	359,200	425,900	463,000	555,300	
84	304,900	360,200	426,300	463,600	555,900	
85	305,500	360,900	426,600	464,000	556,500	
86	306,300	361,500	427,000	464,400	557,200	
87	307,100	362,100	427,400	464,800	557,800	
88	308,000	362,700	427,800	465,100	558,400	
89	308,600	363,300	428,100	465,400	559,000	
90	309,200	363,700	428,500	465,800	559,600	
91	310,000	364,100	429,000	466,200	560,200	
92	310,600	364,600	429,300	466,500	560,800	
93	311,300	365,200	429,600	466,800	561,500	
94	311,900	365,600	430,000	467,300		
95	312,500	366,100	430,300	467,600		
96	313,100	366,600	430,600	467,900		
97	313,900	367,200	430,900	468,200		
98	314,500	367,700	431,300	468,600		
99	315,100	368,100	431,600	468,900		
100	315,700	368,600	431,900	469,200		
101	316,100	369,000	432,200	469,500		
102	316,400	369,600	432,600			
103	316,700	369,900	432,900			
104	317,100	370,400	433,300			
105	317,400	370,900	433,600			
106	317,800	371,300	434,000			
107	318,200	371,800	434,300			

108	318,500	372,300	434,600			
109	318,900	372,700	434,900			
110	319,200	373,200	435,200			
111	319,600	373,800	435,500			
112	320,000	374,200	435,800			
113	320,300	374,600	436,100			
114	320,700	375,000	436,400			
115	321,000	375,500	436,700			
116	321,300	375,900	437,000			
117	321,500	376,300	437,200			
118	321,800	376,700				
119	322,300	377,200				
120	322,700	377,700				
121	322,900	378,000				
122	323,200	378,400				
123	323,600	378,900				
124	324,000	379,200				
125	324,200	379,600				
126	324,400	380,100				
127	324,700	380,600				
128	325,100	381,000				
129	325,300	381,400				
130	325,600	382,000				
131	326,000	382,500				
132	326,200	383,000				
133	326,500	383,500				
134	326,800	384,000				
135	327,200	384,500				
136	327,400	385,000				
137	327,600	385,500				
138	327,800	386,000				
139	328,000	386,600				
140	328,300	387,100				
141	328,700	387,600				
142	329,000					
143	329,300					
144	329,600					
145	330,000					
146	330,300					
147	330,500					
148	330,900					

149	331,300								
150	331,600								
151	331,900								
152	332,100								
153	332,400								
154	332,700								
155	333,000								
156	333,300								
157	333,500								

備考 この給料表は大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2 一般職給料表 (第4条関係)

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額									
1	149,600	200,200	237,100	270,500	296,700	326,900	371,600	417,900	469,400	534,200
2	150,700	202,000	238,700	272,400	298,900	329,100	374,300	420,400	472,600	537,200
3	152,000	203,900	240,200	274,200	301,100	331,500	376,700	422,900	475,600	540,400
4	153,100	205,700	241,900	276,400	303,100	333,700	379,400	425,400	478,700	543,500
5	154,200	207,300	243,300	278,100	305,000	336,000	381,300	427,300	481,800	546,700
6	155,300	209,100	245,000	280,000	307,200	338,000	383,900	429,700	484,900	549,100
7	156,500	210,900	246,600	281,800	309,500	340,300	386,300	431,800	487,900	551,600
8	157,600	212,800	248,200	283,900	311,500	342,500	388,800	434,100	491,100	554,100
9	158,600	214,400	249,300	285,900	313,400	344,500	391,300	436,100	493,900	556,500
10	160,100	216,300	250,900	287,900	315,800	346,700	394,000	438,300	497,000	558,400
11	161,400	218,100	252,500	289,900	318,100	348,800	396,700	440,400	500,100	560,200
12	162,700	220,000	253,800	291,800	320,400	351,000	399,500	442,600	503,300	562,200
13	163,900	221,400	255,400	293,900	322,600	352,900	401,900	444,300	506,100	563,900
14	165,500	223,200	256,800	295,800	324,700	354,900	404,300	446,200	508,400	565,400
15	167,000	225,000	258,200	297,800	327,000	357,000	406,500	448,200	510,800	566,700
16	168,700	226,800	259,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300	513,100	567,800
17	169,900	228,600	261,100	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200	515,300	569,100
18	171,400	230,300	262,700	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000	516,700	570,200
19	173,000	231,900	264,400	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900	518,200	571,100
20	174,500	233,600	266,200	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600	519,700	572,000
21	175,800	235,000	267,900	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500	520,900	572,900
22	178,600	236,700	269,600	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000	522,300	
23	181,200	238,400	271,300	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400	523,900	
24	183,900	240,000	272,900	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000	525,400	
25	186,600	241,000	274,800	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400	526,500	

26	188,300	242,600	276,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700	527,700
27	190,000	244,000	278,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100	528,900
28	191,700	245,200	280,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300	530,100
29	193,200	246,500	281,900	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300	531,100
30	195,000	247,700	283,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000	532,100
31	196,800	248,700	285,500	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900	533,000
32	198,600	250,000	287,000	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600	533,900
33	200,200	251,300	288,600	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300	534,700
34	201,600	252,300	290,500	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100	535,700
35	203,200	253,500	292,400	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800	536,400
36	204,700	254,900	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400	536,900
37	206,000	255,800	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000	537,600
38	207,400	257,100	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600	538,200
39	208,600	258,400	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200	539,000
40	209,900	259,700	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800	539,600
41	211,300	261,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300	540,200
42	212,600	262,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800	
43	213,900	263,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200	
44	215,200	265,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500	
45	216,400	266,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800	
46	217,700	267,500	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400	
47	219,000	268,800	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800	
48	220,400	269,900	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100	
49	221,500	271,100	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400	
50	222,600	272,200	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900	
51	223,600	273,500	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300	
52	224,800	274,800	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600	
53	225,900	275,900	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900	
54	226,900	277,000	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200		
55	227,800	278,300	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600		
56	228,900	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900		
57	229,200	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200		
58	230,000	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700		
59	230,800	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000		
60	231,500	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300		
61	232,200	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600		
62	233,300	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000		
63	234,100	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300		
64	234,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600		
65	235,600	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900		
66	236,300	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000			

67	237,300	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300
68	238,300	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600
69	239,000	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800
70	239,600	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200
71	240,100	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500
72	240,800	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800
73	241,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000
74	242,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300
75	242,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600
76	243,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800
77	244,100	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000
78	244,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300
79	245,600	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600
80	246,100	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800
81	246,600	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000
82	247,300	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300
83	248,000	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600
84	248,700	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800
85	249,300	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000
86	250,100	299,400	347,600	387,300	400,700	
87	250,800	299,700	348,200	387,700	401,000	
88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200	
89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400	
90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700	
91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000	
92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200	
93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400	
94		302,000	350,800	390,700		
95		302,300	351,300	391,100		
96		302,700	351,700	391,500		
97		302,900	351,900	391,800		
98		303,200	352,400			
99		303,600	352,800			
100		304,000	353,100			
101		304,200	353,400			
102		304,500	353,800			
103		304,900	354,200			
104		305,300	354,600			
105		305,500	355,100			
106		305,800	355,500			
107		306,200	355,900			

108	306,500	356,400								
109	306,700	356,900								
110	307,100	357,300								
111	307,500	357,600								
112	307,800	357,900								
113	308,000	358,400								
114	308,200									
115	308,500									
116	308,900									
117	309,100									
118	309,400									
119	309,700									
120	310,000									
121	310,400									
122	310,600									
123	310,900									
124	311,200									
125	311,500									
再任用	192,200	220,400	261,300	281,200	296,700	322,700	365,400	399,300	451,600	533,900

備考 この表は、教育職給料表、保健職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3 保健職給料表（第4条関係）

職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,300	197,000	246,000	269,000	294,000	338,000	383,100
2	170,700	199,200	247,800	270,000	295,700	340,200	385,700
3	172,200	201,300	249,700	271,000	297,400	342,200	388,500
4	173,700	203,400	251,500	272,100	299,200	344,500	391,200
5	175,100	205,500	252,900	272,600	301,000	346,500	393,400
6	176,600	207,900	254,300	273,600	302,800	348,700	395,900
7	178,200	210,200	255,400	274,400	304,500	350,800	398,200
8	179,700	212,500	256,700	275,400	306,300	353,000	400,600
9	180,900	214,800	257,700	276,500	308,200	354,500	402,600
10	182,700	216,300	258,800	277,200	310,000	356,600	404,800
11	184,300	217,700	259,700	278,300	311,700	358,500	407,000
12	185,900	218,900	260,600	279,600	313,400	360,600	409,400
13	187,300	220,400	261,800	280,900	315,000	362,500	411,300
14	189,300	221,800	263,000	282,000	316,600	364,600	413,400

15	191, 400	223, 300	263, 800	283, 200	318, 500	366, 800	415, 600
16	193, 400	224, 600	264, 800	284, 700	320, 300	368, 800	417, 900
17	195, 600	226, 000	265, 300	286, 000	322, 000	370, 900	419, 900
18	197, 700	227, 500	266, 200	287, 300	323, 700	372, 900	422, 200
19	199, 900	229, 100	267, 300	288, 400	325, 400	375, 100	424, 400
20	202, 000	230, 600	268, 100	289, 600	327, 200	377, 200	426, 600
21	204, 100	231, 700	269, 000	291, 200	328, 600	379, 000	428, 500
22	206, 300	233, 500	269, 900	292, 900	330, 100	381, 100	430, 500
23	208, 600	235, 200	270, 800	294, 200	331, 700	383, 300	432, 300
24	210, 800	237, 000	271, 900	295, 500	333, 200	385, 300	434, 300
25	212, 800	238, 300	273, 100	296, 900	334, 600	387, 400	436, 000
26	214, 100	240, 000	274, 000	298, 500	336, 100	389, 000	437, 700
27	215, 300	241, 800	275, 300	300, 200	337, 600	391, 000	439, 400
28	216, 700	243, 500	276, 500	301, 800	339, 300	392, 900	441, 000
29	217, 900	245, 100	277, 700	303, 100	340, 400	394, 800	442, 400
30	219, 000	246, 600	279, 100	304, 700	341, 900	396, 500	443, 700
31	220, 400	247, 900	280, 700	306, 400	343, 300	398, 400	445, 300
32	221, 600	249, 000	282, 000	308, 100	344, 900	400, 300	446, 900
33	222, 900	250, 300	283, 600	309, 600	346, 500	402, 000	448, 600
34	224, 300	251, 400	285, 100	311, 100	348, 100	403, 800	450, 300
35	225, 600	252, 300	286, 300	312, 700	349, 700	405, 600	451, 700
36	226, 900	253, 400	287, 500	314, 400	351, 200	407, 300	453, 100
37	228, 000	254, 400	289, 200	315, 700	353, 000	409, 000	454, 200
38	229, 500	255, 500	290, 400	317, 100	354, 600	410, 700	455, 600
39	230, 800	256, 400	291, 800	318, 600	356, 100	412, 600	456, 900
40	232, 200	257, 500	293, 100	320, 200	357, 800	414, 400	458, 300
41	233, 200	257, 900	294, 400	321, 700	359, 000	415, 900	459, 400
42	234, 600	258, 900	295, 900	323, 200	360, 600	417, 500	460, 100
43	236, 000	259, 800	297, 500	324, 600	362, 100	419, 000	460, 900
44	237, 500	260, 500	299, 100	326, 100	363, 500	420, 400	461, 500
45	238, 700	261, 300	300, 400	327, 000	365, 200	421, 500	462, 400
46	240, 100	262, 200	301, 900	328, 400	366, 200	422, 600	463, 200
47	241, 500	263, 200	303, 400	329, 800	367, 700	423, 700	464, 000
48	242, 800	264, 200	304, 900	331, 400	369, 000	425, 000	464, 800
49	243, 800	265, 200	306, 100	332, 500	370, 500	426, 300	465, 500
50	244, 900	266, 200	307, 400	333, 900	371, 900	427, 400	466, 200
51	246, 000	267, 500	308, 600	335, 300	373, 200	428, 600	466, 900
52	247, 100	268, 700	310, 100	336, 600	374, 700	429, 800	467, 800
53	248, 000	269, 800	311, 500	338, 000	376, 200	431, 000	468, 600
54	249, 100	271, 300	312, 800	339, 500	377, 400	432, 000	469, 400
55	250, 100	272, 600	314, 300	340, 900	378, 600	433, 200	470, 100

56	251, 100	273, 900	315, 700	342, 200	379, 800	434, 300	470, 800
57	251, 800	275, 500	316, 500	343, 100	380, 900	435, 400	471, 700
58	252, 800	277, 000	317, 700	344, 500	381, 800	435, 900	
59	253, 500	278, 400	319, 000	345, 700	382, 900	436, 500	
60	254, 400	279, 900	320, 400	347, 000	383, 900	436, 900	
61	255, 200	281, 300	321, 500	348, 200	384, 500	437, 600	
62	256, 200	282, 600	322, 900	349, 100	385, 300	438, 100	
63	257, 000	284, 100	324, 200	350, 300	386, 200	438, 500	
64	258, 000	285, 200	325, 400	351, 600	387, 000	439, 000	
65	259, 000	286, 600	326, 800	352, 800	387, 700	439, 600	
66	259, 800	288, 200	328, 100	354, 000	388, 400	440, 000	
67	260, 900	289, 700	329, 400	355, 200	389, 200	440, 300	
68	261, 800	291, 200	330, 800	356, 400	389, 900	440, 600	
69	262, 700	292, 400	331, 500	357, 400	390, 600	441, 000	
70	263, 700	293, 900	332, 600	358, 400	391, 200	441, 400	
71	264, 600	295, 400	333, 700	359, 500	391, 900	441, 800	
72	265, 600	296, 900	334, 600	360, 700	392, 500	442, 100	
73	267, 100	297, 900	336, 000	361, 500	393, 200	442, 500	
74	268, 400	299, 300	336, 700	362, 600	393, 700	442, 900	
75	269, 500	300, 500	337, 800	363, 700	394, 300	443, 200	
76	270, 600	301, 900	339, 000	364, 900	394, 900	443, 500	
77	271, 700	303, 300	340, 200	365, 600	395, 300	443, 900	
78	272, 700	304, 600	341, 400	366, 400	395, 900	444, 300	
79	273, 900	305, 900	342, 500	367, 200	396, 400	444, 600	
80	274, 900	307, 200	343, 800	367, 900	396, 700	444, 900	
81	275, 900	307, 700	344, 900	368, 500	397, 000	445, 300	
82	276, 900	308, 900	346, 000	369, 000	397, 500	445, 700	
83	278, 000	310, 100	347, 000	369, 700	397, 900	446, 100	
84	279, 100	311, 300	348, 200	370, 200	398, 200	446, 400	
85	280, 000	312, 400	349, 100	370, 800	398, 500	446, 800	
86	280, 900	313, 700	350, 100	371, 300	399, 100	447, 200	
87	282, 000	314, 900	351, 000	371, 900	399, 600	447, 500	
88	283, 100	316, 000	352, 100	372, 400	400, 000	447, 800	
89	284, 000	317, 300	353, 100	372, 800	400, 300	448, 200	
90	284, 900	318, 600	353, 900	373, 200	400, 700	448, 600	
91	285, 700	319, 800	354, 700	373, 900	401, 200	448, 900	
92	286, 700	321, 000	355, 500	374, 400	401, 600	449, 200	
93	287, 600	321, 800	356, 100	374, 700	402, 000	449, 600	
94	288, 700	322, 600	356, 800	375, 200		450, 000	
95	289, 600	323, 300	357, 500	375, 600		450, 400	
96	290, 600	323, 900	358, 100	375, 900		450, 700	

97	291, 200	324, 600	358, 500	376, 500		451, 100	
98	292, 000	324, 900	358, 900	377, 000			
99	292, 700	325, 500	359, 400	377, 500			
100	293, 600	326, 200	359, 800	378, 100			
101	294, 400	326, 700	360, 300	378, 700			
102	295, 200	327, 300	360, 800	379, 200			
103	296, 000	327, 900	361, 300	379, 700			
104	296, 900	328, 500	361, 700	380, 100			
105	297, 600	328, 900	362, 000	380, 700			
106	298, 100	329, 400	362, 500	381, 200			
107	298, 600	329, 900	362, 900	381, 700			
108	299, 100	330, 400	363, 200	382, 300			
109	299, 300	330, 900	363, 700	382, 900			
110	299, 600	331, 300	364, 200	383, 300			
111	299, 800	331, 600	364, 700	383, 800			
112	300, 200	331, 900	365, 300	384, 300			
113	300, 500	332, 300	365, 800	384, 900			
114	300, 700	332, 700	366, 300				
115	301, 200	333, 100	366, 800				
116	301, 500	333, 400	367, 200				
117	301, 800	333, 600	367, 600				
118	302, 100	333, 900	368, 000				
119	302, 400	334, 300	368, 500				
120	302, 800	334, 500	369, 000				
121	303, 100	334, 700	369, 500				
122	303, 500	335, 100	370, 000				
123	303, 800	335, 400	370, 500				
124	304, 200	335, 700	371, 000				
125	304, 400	335, 900	371, 300				
126	304, 600	336, 200					
127	304, 900	336, 600					
128	305, 400	336, 800					
129	305, 600	337, 000					
130	305, 900	337, 200					
131	306, 300	337, 600					
132	306, 700	337, 800					
133	306, 900	338, 100					
134	307, 200	338, 500					
135	307, 600	338, 900					
136	307, 900	339, 400					
137	308, 100	339, 700					

138	308, 400	340, 100					
139	308, 800	340, 500					
140	309, 100	340, 900					
141	309, 400	341, 200					
142	309, 800	341, 600					
143	310, 200	341, 900					
144	310, 500	342, 300					
145	310, 700	342, 600					
146	310, 900	343, 000					
147	311, 200	343, 400					
148	311, 600	343, 900					
149	311, 800	344, 200					
150	312, 000	344, 600					
151	312, 300	345, 000					
152	312, 600	345, 400					
153	313, 000	345, 700					
154	313, 200						
155	313, 400						
156	313, 800						
157	314, 100						
158	314, 400						
159	314, 700						
160	315, 000						
161	315, 400						
162	315, 700						
163	316, 000						
164	316, 300						
165	316, 700						
166	317, 000						
167	317, 300						
168	317, 600						
169	318, 100						
再任用	240, 700	261, 500	268, 900	279, 300	296, 000	334, 000	379, 500

この表は、大学に勤務する保健師に適用する。

別表第4 紙料の調整額適用区分表（第6条関係）

勤務箇所	教職員	調整数
愛知県立大学及び愛知県立芸術大学	(1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教	2
	(2) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、授業科目（講義、演習、実験又は実習（愛知県芸術大学の特別演習は除く。））を担当する教授、准教授、講師及び助教	1.5
	(3) 大学院担当教員のうち、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教 ((1)に掲げる者を除く。)	1
	(4) 大学院担当教員 ((1)から(3)に掲げる者を除く。)	0.5

別表第5 調整基本額表（第6条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表	1級	9, 100円
	2級	10, 600円
	3級	12, 000円
	4級	12, 800円
	5級	15, 200円
	6級	16, 400円

別表第6 初任給調整手当額表(第12条関係)

期間の区分	初任給調整手当額
1年未満	50,800円
1年以上2年未満	50,800円
2年以上3年未満	50,800円
3年以上4年未満	50,800円
4年以上5年未満	50,800円
5年以上6年未満	50,800円
6年以上7年未満	49,000円
7年以上8年未満	47,200円
8年以上9年未満	45,400円
9年以上10年未満	43,600円
10年以上11年未満	41,800円
11年以上12年未満	40,000円
12年以上13年未満	38,200円
13年以上14年未満	36,400円
14年以上15年未満	35,000円
15年以上16年未満	33,600円
16年以上17年未満	32,200円
17年以上18年未満	30,800円
18年以上19年未満	29,400円
19年以上20年未満	28,000円
20年以上21年未満	26,600円
21年以上22年未満	26,000円
22年以上23年未満	25,400円
23年以上24年未満	24,400円
24年以上25年未満	23,800円
25年以上26年未満	23,200円
26年以上27年未満	22,600円
27年以上28年未満	22,000円
28年以上29年未満	21,200円
29年以上30年未満	20,900円
30年以上31年未満	20,500円
31年以上32年未満	19,900円
32年以上33年未満	19,000円
33年以上34年未満	18,100円
34年以上35年未満	17,400円

備考 この表において期間の区分に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

様式1 初任給調整手当支給調書(第12条関係)

初任給調整手当支給調書

所属名	職名	氏名		職員番号
支給要件	手当の根拠	給与規程第12条		
	試験の種類・区分			
	学歴(学部・学科で記入)	(年月日卒)修了		
	免許の種類	(年月日取得)		
	採用又は異動年月日	年月日(該当条項第 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 条号)		
	同上の日の級・号給	職給料表( ) 級号給		
採用(異動)前に支給されていた期間	円	年月日から年月日まで	月	日間
	円	年月日から年月日まで	月	日間
	円	年月日から年月日まで	月	日間
	円	年月日から年月日まで	月	日間
	円	年月日から年月日まで	月	日間
支給予定期間	円	年月日から年月日まで		
	円	年月日から年月日まで		
休職によって支給されなかつた期間	年月日から年月日まで	年月日間		
支給されなくなった場合はその期日と理由	年月日(理由)			

様式2 (第14条の2関係)

大学入学共通テスト監督等業務手当整理簿

支給月	令和 年 月	確認者 (学部長等) 氏名				
大学名	職名	氏 名	手当額(円)	従事日	支給額(円)	備 考

※作成要領

「支給月」は、当該試験の属する月の翌月とする。